

居宅介護支援契約における個人情報の取り扱いについて

本人及びその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用させていただく場合があります。

記

【1】使用する目的

事業者が、介護保険に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行う、サービス担当者会議等において必要な場合

【2】使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

【3】個人情報の内容(例示)

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅支援を行うために、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ② 認定調査票(85項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知)
- ③ その他の情報

*「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。